

はちあじ

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/m/>

発行
八王子市(〒192 8501)
元本郷町三丁目24番1号
市役所の代表電話
626-3111
編集
健康福祉総務課
(保健所移管準備担当)

3.15
2007
(平成19年)

より身近で保健衛生サービスを提供 八王子市は保健所政令市に

平成19年4月



保健所でさまざまな保健サービスを行います
(写真は保健センターの3~4か月児健診)

『保健所政令市』へと移行します
本市は平成19年4月1日、都内で初めて

保健所政令市とは

地域の実情に応じた効果的な保健衛生サービスを、市民に身近なところで提供するために、政令の指定を受け、保健所などを設置する権限を持つようになった市のことを「保健所政令市」といいます。

保健所の設置と運営については国の指針の中で、人口30万人以上の市は保健サービスを一元的に実施することが望ましい」とされています。

本市を取り巻く状況

少子高齢化や生活習慣病の増加による疾病構造の変化に伴い、健康づくりの取り組みは欠くことができません。

これからは、地域の実情に応じた健康づくりや疾病予防、食品衛生や環境衛生など、保健衛生行政を効果的に展開することがますます必要になっていきます。

そこで本市は地方分権による権限移譲に積極的に取り組み、地域の実情に応じた保健衛生行政を推進するため、都内初の保健所政令市へと移行し、一層の市民サービス向上をめざしていきます。

保健所政令市になると

保健所政令市に移行すると、健康づくりや疾病予防事業、法律に基づく飲食店や旅館業・診療所などの許認可事務、食中毒感染症対策などの業務を、本市の特性に合わせて効果的かつ総合的に展開できるようになります。

『八王子市保健所』の仕事と役割

「八王子市保健所」の組織と、保健所施設で行われる業務をフロアごとに紹介します

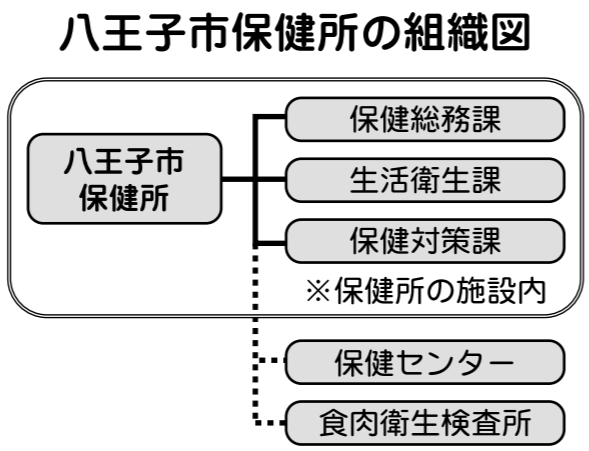


東京都八王子保健所が「八王子市保健所」にかわります

保健所の施設
 これまでの東京都八王子保健所の施設を使用して業務を行います。これにより、市民に身近な保健衛生サービスを、利便性の高い場所で提供することが可能になります。

保健所の各課と事業
 八王子市保健所には、3つの課があります。それぞれが連携しながら保健衛生サービスを効果的に提供していきます。

保健総務課
 地域保健に関わる情報の収集・分析および企画調整と保健センターとの総合調整を行います。
 また、市の保健医療に関する統計をまとめたり、地域の保健医療に関して協議する会議を運営します。
 このほか、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防措置などの業務もこの課で行います。



生活衛生課
 医業事業衛生、環境衛生、食品衛生に関わる許可・届出や監視・指導、普及啓発業務などを行います。
 また、栄養に関する改善事業および調査も行います。

保健対策課
 市民の健康の保持と増進を図るため、精神保健や難病療養についての支援、また、結核や感染症・エイズ対策、障害者歯科などの保健サービスを実施します。

東京都医療費助成などの申請窓口がかわります

【保健センターから保健所へ】
 大気汚染健康障害者の医療費助成
 (18歳未満の気管支ぜんそくなど)
 難病医療費助成
 原子爆弾被爆者援護
 自立支援医療(育成医療)費助成
 小児慢性疾患医療費助成

【健康福祉総務課から保健所へ】
 畜犬登録
 狂犬病予防注射済票交付等事務

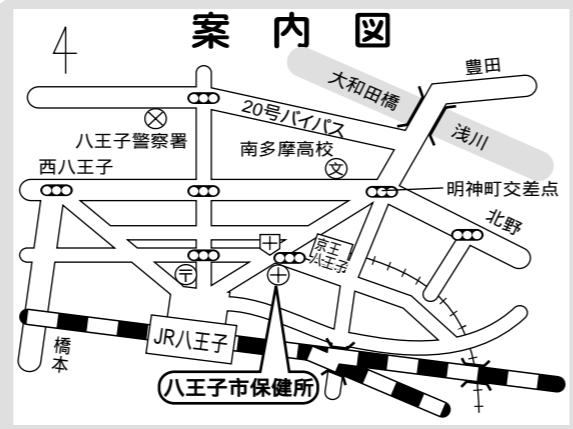
【保健所から保健センターへ】
 妊娠高血圧症候群医療費助成

※未熟児の養育医療費助成については、引き続き保健センターが窓口となります

本市が新たに策定する『食品衛生監視指導計画』

保健所政令市へ移行することに伴い、食品衛生法に基づく『食品衛生監視指導計画』は、今後本市が定めることとなります。都の『食品衛生監視指導計画』と一体性を保ちつつ、現在、平成19年度の計画を策定しています。計画案の概要は次のとおりです。

- 計画の主な内容
- 重点監視事項**
- 1 食中毒対策
 - 2 食品製造業対策
 - 3 食品表示対策
 - 4 催事等での安全確保対策
- その他の内容
- 違反食品等への迅速な対応
 - 自主的衛生管理の推進
 - 市民や事業者への情報提供
 - 関係機関との連携協力 ほか
- 計画の公開
 平成19年4月2日(月)より
 計画をご覧になれる場所
 八王子市保健所



保健所政令市移行や、「八王子市保健所」に関するお問い合わせ
 平成19年3月30日(金)まで
 健康福祉総務課(保健所移管準備担当)
 620・7395、FAX628・2477
 平成19年4月2日(月)から
 八王子市保健所
 所在地:旭町13番18号
 645・5111、FAX644・9100
 場所:八王子駅北口から徒歩3分
 京王八王子駅から徒歩1分
 窓口受付時間:月~金曜日、平日のみ
 午前9時~午後5時まで

フロア案内

八王子市保健所は3階建てです。1階ではさまざまな検診業務を実施。2階は講習会の会場や検査室、3階が各課の窓口や執務スペースとなっています。
 なおHIVなどの検査受付やX線撮影については、1階で行っています。
 電話番号・FAX、場所、受付時間はこれまでどおりで変更はありません

3階	保健総務課・生活衛生課・保健対策課の各種受付窓口 ほか ※AED(自動体外式除細動器)が設置されています
2階	講堂・栄養相談室・検査室 ほか
1階	診察室・X線撮影室 ほか ※HIV抗体検査も実施しています

3階窓口一覧

- ◎保健総務課
 - ・健康づくり事業に関すること
 - ・狂犬病予防法に基づく事務、動物衛生に関すること
 - ・保健医療の統計に関すること
- ◎生活衛生課
 - ・診療所、薬局などの許可・届出
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師など医療従事者の免許関連事務
 - ・理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場などに関する許可
 - ・飲食店などの営業許可
 - ・栄養に関する改善事業・調査
- ◎保健対策課
 - ・各種医療費助成制度の申請
 - ・感染症法に基づく各種届出
 - ・結核・感染症・エイズに関する保健指導
 - ・精神保健に関する保健指導
 - ・難病対策に関する保健指導
 - ・障害者歯科に関する保健指導 など

食肉衛生検査所や保健センターなど

保健所以外で行う業務

保健所政令市に移行することで、八王子市保健所
以外の場所では次の業務が実施されます

八王子市食肉衛生検査所

国内でのBSE(牛海綿状脳症)・高病原性鳥インフルエンザの発生や食品の品質管理不正事件など食品の安全性・信頼性を揺るがす事件が相次ぎ、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。

食肉衛生検査所では、衛生的で安全な食肉を供給するために、「と畜場法」に基づき食用となる牛、豚などの家畜について、と畜検査員(獣医師)が、と畜検査を一頭一頭行っています。

また、「食品衛生法」に基づく抗菌性物質などの残留有害物質検査、施設・食品運搬車両などについても衛生監視指導を実施しています。

安全・安心な食肉の供給には、指導・検査だけでなく、生産者との間で双方向の情報交換も欠かせません。衛生講習会の開催やリーフレットの作成・配布なども積極的に行うなど、食肉の生産段階での信頼性の向上に努めています。

- と畜検査
- 生体検査・解体前後検査
- 精密検査
- (病理・微生物・理化学検査)
- BSE(牛海綿状脳症)検査
- 衛生監視指導・普及啓発

八王子市食肉衛生検査所

所在地 子安町一丁目40番24号

644・0624

FAX 644・0399

保健センター

これまでどおりの

場所で事業を行います

3歳までの乳幼児健診などの母子保健事業、健康相談、訪問指導、予防接種に関すること、夜間救急診療、休日歯科応急診療などを行います。

母子保健・予防接種の問い合わせ

午前8時30分～午後5時15分まで

月～金曜日、平日のみ

夜間救急診療所(内科・小児科のみ)

625・9910

午後8時～午後11時まで

(年中無休)

医師・看護師などによる医療・健康
心配ごと電話相談

622・9910

午後8時～午後10時30分まで

(年中無休)

休日歯科応急診療所

625・9128

午前9時～午後4時まで

日曜・祝休日・年末年始のみ

保健センター

所在地 平岡町18番3号

625・9128

FAX 627・5887

環境部

使用済自動車の再資源化等に関する

法律(自動車リサイクル法)に基づく

業務

自動車リサイクル法に基づく引取業者・
フロン類回収業者の登録および解体業・
破砕業の許可、これら関連事業者に対す
る指導などを行います。

ごみ減量対策課

620・7256

FAX 626・4506

引取業者・フロン類回収業者の登録に
関する事務

解体業・破砕業の許可に関する事務
関連事業者に対する指導、助言、報告
の徴収・立入検査など

浄化槽法に基づく業務

浄化槽法に基づく浄化槽の設置届な
どの受理および浄化槽保守点検業者の
登録業務を行います。

北野衛生事業所

所在地 北野町596 8

656・2283

FAX 644・2411

浄化槽の指導業務
保守点検業者の登録・指導業務